

【別表】いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する具体的方策

1 学校の取組

		生徒への指導等	学校の具体的取組
1 いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○わかりやすい授業づくりと望ましい集団づくりに努める。 ○人間関係づくりとコミュニケーション力育成の機会を設ける。 ○いじめについて主体的に考え、未然防止のために行動する機会を設ける。 ○道徳教育と人権教育を充実させる。 ○体験活動やボランティア活動の機会を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつ運動（毎月1日）生徒会与交通委員によるあいさつ運動の実施。 ○生徒総会、校内研修会、LHR等での話し合い活動。（ボランティア活動等） ○情報モラル・法的責任についての指導を行う。 ○命の大切さを実感させる指導を行う。
2 いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○SHRや授業における日常的な生徒観察に努める。 ○定期的なアンケート調査及び個別面談を行う。 ○状況に応じ教室や部室等を巡回する。 ○スクールカウンセラーの活用を促す。 ○保健室、相談室及び電話相談窓口等の利用を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的な「生活意識調査」「いじめ実態調査」の実施（5、10、2月） ○二者面談の実施（4、7、10、1月） ○学校便りや保護者会の活用、保護者相談の実施。
3 いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	<ul style="list-style-type: none"> ○安全を確保し、二次被害を防止する。 ○発見した教職員は「いじめ対策委員会」に速やかに報告する。 ○「いじめ対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。 ○保護者等と相談の上、医療機関を受診させる。 ○スクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。 ○いじめが継続しない環境づくりを行う。 ○解消したと思われる場合も状況確認を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害者、加害者生徒から担任、学年主任、生徒指導担当者が分担して事実確認を行う。（時系列に沿って整合性を確認する） ○保護者に事実関係を伝える。 ○保護者の話を聴く（直接会って対応） ○休憩時間、昼休みに巡回指導を行う。 ○養護教諭、SCを中心に体と心の安定の確保とケアを行う。 ○保護者に定期的な情報交換と協力要請を行う。 ○継続した支援を行う。 ○全校集会、学年集会等で常にいじめの話題に触れいじめについて意識をさせる。 ○生徒総会「いじめについて考える」（5月・10月）
	いじめを受けた生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたりするなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、発見した教職員がその場でその行為を止める。 ○発見した教職員は「いじめ対策委員会」に速やかに報告する。 ○関係する生徒を含め「いじめ対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。 ○適切な時期に被害者に謝罪させる。 ○「いじめは絶対に許されない」ことを理解させる。 ○状況に応じ特別指導を行う。 ○必要に応じスクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。 ○解消したと思われる場合も状況確認を継続する 	
	暴力を伴わないいじめ	<ul style="list-style-type: none"> ○安全を確保し、二次被害を防止する。 ○発見した教職員は「いじめ対策委員会」に速やかに報告する。 ○「いじめ対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。 ○スクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。 ○いじめが継続しない環境づくりを行う。 ○解消したと思われる場合も状況確認を継続する 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害者、加害者生徒から担任、学年主任、生徒指導担当者が分担して事実確認を行う。（時系列に沿って整合性を確認する） ○保護者に事実関係を伝える。 ○保護者の話を聴く（直接会って対応）

	いじめを行った生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○ひやかしやからかいなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、発見した教職員がその場でその行為を止める。 ○発見した教職員は「いじめ対策委員会」に速やかに報告する。 ○関係する生徒を含め「いじめ対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。 ○適切な時期に被害者に謝罪させる。 ○「いじめは絶対に許されない」ことを理解させる。 ○状況に応じ特別指導を行う。 ○必要に応じスクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。 ○解消したと思われる場合も状況確認を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○休憩時間、昼休みに巡回指導を行う。 ○養護教諭、SCを中心に心の安定の確保とケアを行う。 ○保護者に定期的な情報交換と協力要請を行う。 ○継続した支援を行う。 ○全校集会、学年集会等で常にいじめの話題に触れいじめについて意識をさせる
ネット上のいじめ	いじめを受けた生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○安全を確保し、二次被害を防止する。 ○発見した教職員は「いじめ対策委員会」に速やかに報告する。 ○「いじめ対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認した上で、必要に応じ書き込み内容等を保存する。 ○スクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。 ○いじめが継続しない体制づくり、環境づくりを行う。 ○解消したと思われる場合も状況確認を継続する 	<ul style="list-style-type: none"> ○入学者説明会、入学式で携帯電話の使用ルールについて新入生、保護者に説明。） ○情報モラルの講演会の実施(5月) ○LHR「携帯電話の利用に伴う危険性」「ネット上のいじめに」について考える。(年2回) ○被害者、加害者から「ネット上のいじめ」が起きた背景や事情について綿密に調べる。 ○書き込みの削除を迅速に行う。(掲示板の管理者、プロバイダに削除依頼をする。削除されない場合は、警察や法務局、地方法務局に相談する) ○保護者に事実関係を伝える。 ○保護者の話を聴く。(直接会って対応) ○養護教諭、SCを中心に心の安定の確保とケアを行う。 ○保護者に定期的な情報交換と協力要請を行う。 ○日頃より情報モラル教育を学校全体で行い、加害者、被害者にならないように指導を充実させる。(啓発パンフレット等配布等) ○生徒総会「いじめについて考える」(5月・10月)
	いじめを行った生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○発見した教職員は「いじめ対策委員会」に速やかに報告する。 ○関係する生徒を含め「いじめ対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認した上で、不適切な書き込み等を削除させる。 ○適切な時期に被害者に謝罪させる。 ○「いじめは絶対に許されない」ことを理解させる。 ○状況に応じ特別指導を行う。 ○必要に応じスクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。 ○適切なコミュニケーションの在り方等について指導する。 ○解消したと思われる場合も状況確認を継続する 	
その他の生徒への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめを傍観したり、はやし立てたりすることはいじめに加担していることと同じであることを理解させる。 ○周囲に流されず、自分の意志で正しい行動をすることの大切さを理解させる。 ○いじめを許さない集団となることの大切さを理解させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○全校集会、学年集会、HR等での継続的な指導を行う。 ○「いじめは人間として絶対に許されない行為」と強い認識を持たせる指導をする。 	

			○規範意識の向上と人間関係を築く力を育む指導を充実させる。
--	--	--	-------------------------------

2 家庭（P T A）、地域との連携

<p>家庭（P T A）との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもとできるだけ多く話し、気持ちを受け止めていただくよう働きかける。 ○子どもの努力を認めて褒めていただくよう働きかける。 ○学校からの配布物等に目を通し、学校の状況を常に把握していただくよう働きかける。 ○P T A総会や公開授業など、学校行事へ積極的に参加していただくよう働きかける。
<p>地域との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒への積極的なあいさつや声かけを行っていただくよう働きかける。 ○学校が行ういじめ防止活動等へ積極的に参加していただくよう働きかける。 ○いじめと疑われる行為を発見したら、学校へ通報していただくよう働きかける。 ○地域の行事等への生徒の積極的な参加を呼びかけていただくよう働きかける。